

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

塩尻市

2 構造改革特別区域計画の名称

桔梗ヶ原ワインバレー特区

3 構造改革特別区域計画の範囲

塩尻市の全域

4 構造改革特別区域計画の特性

(1) 位置と気候

塩尻市(以下、本市という。)は、長野県の中央部、松本盆地の南端に位置し、市内には信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、日本海側と太平洋側への分水嶺を有している。また、古より日本海側と太平洋側の物資、人の往来が交差する交通の要衝となっており、信州まつもと空港の立地をはじめ、鉄道は JR 中央東線、中央西線及び篠ノ井線、道路は長野自動車道のほか一般国道 19 号、20 号及び 153 号が通っている。

地形は東西 17.7km、南北 37.8km と南北に長く、面積は 290.13 km²、北は北アルプス、南は中央アルプスに連なる山並みを背景に田園風景が広がる扇状地であり、森林や水資源などの豊かな自然環境に恵まれている。

平坦部で海拔 650～850m と標高が高いため、冷涼な気温であり、内陸性の気候により昼夜の寒暖差も大きい。また日照時間が長く、降雨量は少ない。

(2) 人口

人口は平成 22 年国勢調査値では、67,670 人(平成 17 年国勢調査時 68,346 人)と減少に転じている。年齢構成は 15 歳未満 14.0%(同 14.7%)、65 歳以上が 23.7%(同 20.7%)と少子高齢化が進展している。

(3) 産業

豊かな水資源と冷涼かつ昼夜の寒暖差の大きな気温、日照時間の長さといった気候風土を生かし、レタスをはじめとする豊富な種類の野菜や、ぶどう、りんご等の果樹などの良質な農業生産が行われている。また、木曾漆器を中心とした伝統産業から、大企業による精密機械製造まで幅広い生産活動が行われているほか、平出遺跡をはじめとした史跡、近世の街道沿いに栄えた歴史的文化的資産である贄川宿、奈良井宿、自然豊かな八ヶ岳中信高原国定公園といった観光資源も豊富である。

こうした市内産業の中でも、メルロー種をはじめとした本市特産物ぶどうを原料とするワインは、国内外のコンクールで入賞を果たし、「桔梗ヶ原」の名で愛好家から高い評価を受けており、本市への来訪につながるなど、1 次産業から 2 次産業、3 次産業の垣根を越えて地域ブランドの中核を成している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、明治23年（1890）に桔梗ヶ原でぶどう栽培が始まって以来、栽培と醸造技術の研鑽の歴史を積み重ね、現在、市内には、ワイン製造を行うワイナリーが8社あるほか、醸造免許を有し毎年海外ワイン産地への視察研修を行っている県立高校1校が存在する。

果樹栽培に適した気候風土と先人が積み重ねた栽培、醸造技術によって製造された高品質なワインは、国内外の数々のコンクールで入賞したほか、長野県原産地呼称管理制度による認定により、ワイン愛好家の評価も高まっており、我が国屈指のワイン産地として知られるところとなっている。それに伴い、塩尻産ぶどうを原材料として醸造された個性あるワイン、また、こだわりを持った造り手に魅了された来訪者も増加している。

一方、本市の農業は、元々中山間地域に分類される条件不利農地が多いだけでなく、人口減少や食生活の変化、また、長引く景気低迷の影響による需要の減少、生産農家の高齢化や離農、更には、産地間競争の激化等の要因により、経営環境は年々厳しさを増しており、遊休農地や耕作放棄地の解消や地域の核となる担い手の育成確保は、喫緊の課題となっている。

そこで、本市では、平成26年から、醸造用ぶどう栽培者及びワイン醸造者の育成確保対策事業として「塩尻ワイン大学」を開講し、併せて、規制の特例措置の活用を図る。

これにより、同大学の修了者等による新規ワイナリーの設立が容易となり、ワイナリーにおける雇用、就労機会の創出につながるほか、地域特性を生かした個性あるワイナリーの集積につながり、ワインをはじめとする地域特産物の新たな需要と生産の増加が見込まれる。

また、地域ブランド力の更なる強化充実が図られることにより、国際的なワインの銘醸地として国内外から更に注目を集め、交流人口の増加や定住人口の増加を生み出す。

このように、本市の地域活性化を推進する上で、本特例措置の活用の意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造を行う。

これにより、多様な小規模ワイナリーの参入を促し、ぶどう生産の拡大による遊休農地や耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家収益の改善や経営安定化、商工業、観光業など異業種との連携による交流人口の増加、地元ワインの消費拡大など、地域経済全体の底上げと活性化に寄与する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの提供、販売が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物の消費、利用拡大、雇用、就農機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず地域全体の活性化につながることを期待される。

また、長野県が推進する『信州ワインバレー構想』において、本市は「桔梗ヶ原ワインバレー」として振興エリアに位置づけられており、特区を活用したワイナリーが県事業を活用することにより、相乗効果が期待できる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
特産酒類製造事業者数	—	1 件	2 件
特産酒類製造量	—	2 k1	4 k1
特産リキュール製造量	—	1 k1	2 k1

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

※別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産された地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、もも、なし、ブルーベリー、プルーン、杏、梅、かりん、いちご)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

塩尻市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物(又は、これに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。